

インターネット約款（タイプN）

第1章 総則

第1条（約款の適用）

インターネット約款（タイプN）（以下「本約款」といいます。）は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するインターネット接続サービスのうち、第3条に定める「第1種インターネット接続サービス」において、光コラボレーションモデルによるプラン（以下「本サービス」といいます。）にのみ適用されます。

2. 本約款に定めのない事項については、当社が別に定める「インターネット約款」（以下「基本約款」といいます。）の規定を準用するものとします。
3. 本約款の規定が基本約款の規定と矛盾または抵触する場合は、本約款の規定が基本約款の規定に優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義の追加）

基本約款の用語の定義に加え、本約款においては次の用語を追加し、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
特定F T T H事業者	N T T西日本株式会社（N T T）をいう
特定F T T H事業者施設	特定F T T H事業者が設置する、本サービスおよびこれに付随するサービスを提供する目的のための電気通信設備
光コラボレーション事業者	特定F T T H事業者から卸電気通信役務の提供を受け、これに自社のサービスを組み合わせて提供する電気通信事業者
光コラボレーションモデル	特定F T T H事業者が提供する卸電気通信役務を利用して、当社が加入者に提供するサービスの提供形態
加入契約回線	本約款においては、特定F T T H事業者が卸電気通信役務として提供する電気通信回線
転用	特定F T T H事業者の提供するインターネット接続サービス用回線の利用者が、当社の提供する本サービスに契約を変更すること
事業者変更	他の光コラボレーション事業者の提供するサービスから当社の提供する光コラボレーションモデルへ、または当社の同サービスから他の光コラボレーション事業者の提供するサービス（特定F T T H事業者への変更を含みます）へ契約を変更すること
承諾番号	転用申込時に必要となる「転用承諾番号」、または事業者変更申込時に必要となる「事業者変更承諾番号」の総称

第3条（サービスの種類とプランの種別）

本約款に基づき提供するサービスの種類は、基本約款第4条第1項に定める「第1種インターネット接続サービス」とします。

なお、プランの種別および料金等は、本約款で別に定める料金表に記載のとおりとします。

第4条（基本約款の適用除外）

本サービスの提供にあたり、基本約款の第8章および第9章の規定は適用せず、これに代えて本約款の第3章および第4章の規定を適用するものとします。

第2章 本サービスに関する特則

第5条（加入契約の単位）

本サービスは、加入者回線1回線につき1の第1種加入契約を締結します。この場合、加入者は1の第1種加入契約につき1人に限ります。

第6条（転用または事業者変更による加入契約申込み）

本サービスを「転用」により申込み場合、申込者はあらかじめ特定F T T H事業者が発行する転用承諾番号を取得し、当社に提示します。

2. 本サービスを「事業者変更」により申込み場合、申込者はあらかじめ現在契約中の光コラボレーション事業者が発行する事業者変更承諾番号を取得し、当社に提示します。
3. 承諾番号の有効期限切れ等の事由により、手続きに期間を要する場合、または手続きが完了できない場合、本サービスの利用申込みを保留または承諾しない場合があります。

第7条（申込みの承諾）

当社は、本サービスの利用申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。

2. 当社は、基本約款第9条第2項に定める利用申込みを承諾しない事由に加えて、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 特定F T T H事業者から、本サービスの提供に係る承諾が得られない場合。
 - (2) 第6条（転用または事業者変更による加入申込み）に基づく申込みにおいて、承諾番号の有効期限切れその他の事由により、所定の期限までに事業者変更等の手続きが完了できない場合。
 - (3) 特定F T T H事業者の設備状況等により、本サービスの提供が技術上または保守上著しく困難である場合。
 - (4) 転用または事業者変更による申込みにおいて、申込者が特定F T T H事業者等に対する工事費残債等の支払義務を承継することに同意しない場合。
 - (5) その他、光コラボレーションモデルを利用した本サービスの提供にあたり、当社が利用申込みを承諾することが不相当と判断した場合。

第8条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、基本約款第18条第1項に定める事由に加えて、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

(1) 特定F T T H事業者の事情等により提供できない場合

第9条（本サービス提供の停止等の特例）

特定F T T H事業者設備の保守、工事、または障害等により特定F T T H事業者が卸電気通信役務の提供を停止または休止した場合、当社は事前の告知なく本サービスの提供を停止または休止することがあります。

2. 当社が前項の規定により、本サービスの提供を停止または休止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。

第10条（事業者変更に伴う解約）

加入者が本サービスを解約するにあたり、他の光コラボレーション事業者へ「事業者変更」を希望するときは、当社の所定の方法により、当社に申込みものとします。ただし、料金等の支払いを現に怠っている場合は、この申し出を行うことはできません。

2. 当社は、前項の申し出があったときは、事業者変更承諾番号を発行します。

3. 当社が発行する事業者変更承諾番号は、発行した日から起算して15日間経過したときに無効となります。

4. 発行した事業者変更承諾番号をもって、加入者が他の光コラボレーション事業者との間で事業者変更の手続きが完了した日を本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。

第3章 施設

第11条（施設の設置および費用負担）

当社は、本サービスの提供にあたり使用する当社施設または特定F T T H事業者施設（以下これらを「本施設」といいます。）の設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の本施設のうち、特定F T T H事業者の定める規定により加入者負担となる工事費等については、加入者がその設置に要する別に定める料金表に記載の費用を負担します。

2. 加入者は、当社および特定F T T H事業者からの貸与品（以下「貸与機器」といいます。）を除く加入者施設を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社または特定F T T H事業者の指定に従います。

3. 加入者施設の設置工事を当社または特定F T T H事業者が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払います。その場合、当社における当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。

4. 第1項から第3項の定めにかかわらず引込みに要する自営柱、地下埋設設備等の特別の施設は加入者が設置、所有し、その費用を負担します。

5. 集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、出力端子以降の施設とします。出力端子

以前の施設については、集合住宅一括導入契約または特定F T T H事業者の定める規程によります。

6. 加入者は、当該加入者の各種変更の希望により本施設に工事を要する場合には、その費用を負担します。

第12条（施設の移設および費用負担）

当社が、基本約款の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社または特定F T T H事業者により、本施設および貸与機器を移設するものとします。この場合、当該加入者は引込端子以降の本施設の移設に要する費用を負担します。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の費用と責任において、その復旧作業を実施することとします。

第13条（施設の撤去および費用負担）

加入契約が終了したときは、当社の手配により、本施設および貸与機器を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、当該加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。

2. 加入契約の終了に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、当該加入者の費用と責任において、その復旧作業を実施することとします。

第14条（施設の維持管理）

当社は、本施設および貸与機器について特定F T T H事業者と連携して維持管理の責任を負います。なお、当社または特定F T T H事業者は、本施設および貸与機器の維持管理の必要上、基本約款の規定により、本サービスの提供を休止することがあります。

第15条（加入者の維持責任）

加入者は、本施設に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款および基本約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により、当社または特定F T T H事業者の電気通信設備に故障が生じた場合または貸与機器を亡失もしくは破損した場合は、当該加入者はその修復に要する費用を負担します。

第16条（設置場所の無償使用）

当社または特定F T T H事業者は、本施設または貸与機器を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結において、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負います。

第17条（便宜の供与）

加入者は、当社または特定F T T H事業者により本施設の検査、修復等を行うために、当該加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第18条（当社による維持管理）

当社は、本施設を法および事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の規定に適合するよう維持します。

第19条（施設の検査）

当社は、加入者回線または加入者回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかについて、当社または特定F T T H事業者による検査を受けることを求めることがあります。この場合、当該加入者は、正当な理由がある場合を除いて、検査を受けることを承諾するものとします。

2. 前項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、当該加入者はその自営端末設備または自営電気通信設備を加入者回線等から取り外すものとします。

第20条（異常が生じた場合の取り扱い）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は当該加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認のうえ、速やかに当社に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知を受けたときには、速やかに本施設を調査し、または特定F T T H事業者に対し調査および適切な措置を手配するものとします。ただし、当該加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
3. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
4. 第2項の調査の結果、異常や故障が当該加入者の責めによる事由であった場合または本施設等に故障のないことが明らかな場合は、当該加入者はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。

第21条（修理または復旧の順位）

当社または特定F T T H事業者は、本施設が故障、滅失した場合に、その全部または一部を修理または復旧することができないときは、法および事業法施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、特定F T T H事業者の定める基準に従った順序で、その当該電気通信設備を修理または復旧します。

第22条（端末機器の貸与）

加入者は、1契約につき1の端末機器の貸与を受けることができます。

2. 前項の規定により、加入者が貸与を受ける端末機器に故障が生じた場合、当社は窓口となり、特定F

FTTH事業者と連携して無償にて必要な措置を講じます。ただし、当該加入者が端末機器を本来の用法に従って使用していなかった場合または不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、特定FTTH事業者の規程により認める場合を除き、加入者は端末機器の交換を請求できません。

3. 第1項の規定により端末機器の貸与を受ける加入者は、利用終了日または契約変更日に、当社または特定FTTH事業者に対し速やかに端末機器を返還するものとします。なお、当該加入者が故意または過失により端末機器を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社または特定FTTH事業者が必要に応じて行う端末機器のバージョンアップおよびソフトウェア更新等の作業の実施に同意するものとします。

第4章 回線相互接続（タイプNに関する特例）

第23条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求できます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出します。

- (1) 接続を行う場所
- (2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- (3) その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社、特定FTTH事業者、または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるとき、および当社または特定FTTH事業者が業務遂行上または技術上支障があると認める場合は、その請求を承諾しないことがあります。

第24条（回線相互接続の変更・廃止）

回線相互接続の変更または廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知します。変更の場合の取扱いは、前条（回線相互接続の請求）の規定に準じるものとします。

付則

本約款は、2026年7月1日より施行します。

【インターネット接続サービス料金表】

※表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。

(表1) 第1種インターネット接続サービスのプランの種別

(対応マンション用)

種 別	月額利用料	備 考
KCNマンション光10GタイプN	6,600円	
KCNマンション光1GタイプN	5,280円	

(表2) オプションサービス

種 別	月額利用料	備 考
セキュリティサービス (マカフィー for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末 3台まで利用可能
セキュリティサービス (i-フィルター for ZAQ)	220円	1契約(1メールアドレス)につき端末 3台まで利用可能
メールセキュリティサービス	330円	1メールアドレスにつき
基本メールアドレス	無料	1メールアドレスまで
追加メールアドレス	110円	1メールアドレスにつき
追加メール容量	無料	1GBまで
基本ホームページ容量	無料	50MBまで
追加ホームページ容量	550円	10MBにつき
メーリングリスト	1,100円	1契約につき100件まで利用可能(別 途、初回に登録費2,200円が必要)
メール転送サービス	無料	1メールアドレスにつき1ヵ所
KCN無線ルータレンタルサービス (10G対応Wi-Fi)	330円	1台につき 当社が別途定める機種については55 0円
KCN無線ルータレンタルサービス (1G対応Wi-Fi)	110円	1台につき

・第1種インターネット接続サービスは、月額利用料に加え、1契約につき別途ブロードバンドユニバーサルサービス料が必要です。なお、当該料金については、当社ホームページへの掲載により周知します。

・別途確認事項にその他の定めがある場合は、その確認事項の定めによります。

(表3) 工事費用

項目	金額	備考
工事分担金	33,000円	集合住宅標準工事費相当
宅内標準工事費	13,200円	
その他の工事費	実費	
点検補修費	実費	
撤去工事費	実費	
機器の交換費用	6,600円	機器1台につき

・ 工事は特定F T T H事業者が指定する工事会社が実施します。

(表4) 各種手数料

項目	金額	備考
インターネット申込事務手数料	3,300円	新規契約、転用、および事業者変更による申込みの際に適用されます。
請求書等発行手数料	440円	1通につき
お知らせハガキ発行手数料	88円	1通につき
各種書面発行手数料	220円	1通につき
適格請求書送付料	110円	1通につき

・ ご加入のプラン、もしくは適用された各キャンペーンに応じて、別に定める解約費用、契約解除料が必要になる場合があります。